

## 平成26年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成26年5月23日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君  
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君  
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 報告事項1 臨時代理の報告について（瑞穂町教相談室専任相談員の任命について）

日程第4 報告事項2 臨時代理の報告について（平成25年度一般会計補正予算（第7号）の原案中教育に関する

- 部分の意見聴取について)
- 日程第5 報告事項3 臨時代理の報告について（平成26年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について)
- 日程第6 議案第17号 「平成26年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について
- 日程第7 議案第18号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第8 議案第19号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂中学校校庭芝生化工事請負契約）
- 日程第9 議案第20号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（（仮称）新郷土資料館建設工事請負契約の変更契約）
- 日程第10 議案第21号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町郷土資料館備品購入契約）
- 日程第11 議案第22号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午後3時30分

森田委員長 定刻になりましたので、ただいまから平成26年瑞穂町教育委員会第5回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- 森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番、戸田委員を指名いたします。
- 森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。
- 鳥海教育長 業務報告につきましては、別紙資料に記載のとおりです。
- 森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。
- 森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
- 森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。
- 森田委員長 日程第3、報告事項1、臨時代理の報告について（瑞穂町教相談室専任相談員の任命について）、教育長より説明を求めます。
- 鳥海教育長 報告事項1、臨時代理の報告について（瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について）ご報告申し上げます。瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、下記の者を新たに瑞穂町教育相談室設置規則第3条の規定により任命したものです。氏名、古屋喜生、生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。任期は、平成26年5月7日から平成27年3月31日までです。
- 森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。
- 森田委員長 質問もないようですので、質問を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづきまして、日程第4、報告事項2、臨時代理の報告について（平成25年度一般会計補正予算（第7号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）、教育長より説明を求めます。
- 鳥海教育長 報告事項2、臨時代理の報告について（平成25年度一般会計補正予算（第7号）の原案中教育に関する部分

の意見聴取について) ご報告申し上げます。

瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

平成25年度一般会計補正予算(第7号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。なお、本補正予算は平成26年3月31日専決処分されています。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

ご説明いたします。一番最後のページの平成25年度瑞穂町一般会計補正予算第7号(専決処分)教育費関係一覧をご覧ください。

高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額が300万円、補正で42万円減額しまして、補正後の額が258万円となっております。こちらの方に関しまして、申請者が70名おりました関係で、300万円ということで予算措置をしておりましたが、審査の結果、43名を奨学金の支給の対象者として確定いたしました。その関係で7名分の余剰金がでましたので、補正減をしまして予算として戻す形となっているものです。

以上で説明いたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問はありますか。

森田委員長

例年聞いていることなんですけれども、前年の実績を教えてください。今年との比較ですね。

教育課長

前年度が44名となっています。前年度は申請者57名の内44名が認定となっております。今年度は70名中43名となっています。

森田委員長

認定されなかった人の主な理由はなんでしょうか。所得オーバーでしょうか。

教育課長

認定されなかったほとんどの方が収入超過となっています。町税の滞納者の方も数名おられます。

森田委員長

ほかに質問もないようですので、終結いたします。報告事項2を承認いたします。つづきまして、日程第5、

報告事項3、臨時代理の報告について（平成26年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項3、臨時代理の報告について（平成26年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）ご報告申し上げます。

瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

平成26年度一般会計補正予算（第1号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。なお、本補正予算は平成26年5月7日に専決処分されています。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 ご説明いたします。2枚おめくりいただき表の方をご覧ください。

まず、歳入になります。国庫補助金、二中除湿温度保持機能復旧工事費補助金ですが、補正前2億6,876万5千円を2億1,899万5千円減額し、4,977万円とするものです。歳出も合わせて説明させていただきます。歳出の方ですが、中学校費、二中除湿温度保持機能復旧工事監理委託料ですが、補正前829万1千円を165万8千円減額し、663万3千円とするものです。二中除湿温度保持機能復旧工事費ですが、補正前2億9,033万7千円を5,806万7千円減額し、2億3,227万円とするものです。この3つに関しましては、昨年、第二中学校の空調設備が故障いたしまして、修繕のめどが立たないということから防衛省の方をお願いしまして、急きょ補助事業ということで、昨年度設計をさせていただいて、今年度工事ということで予定をしておりました。その中で、防衛省との話の中で1年間の工事では難しいということになりまして、今回、翌年、27年度までかかる2か年にわたる工事ということで、補助をいただく形になりましたので、これに合わせて今年度分8割を、26年度は工事の8割を進めるという中で、その部分の補正をさせていただくものです。

歳入の方につきましては、今年度の歳入は国からの補助金に合わせた形で、また、歳出につきましては、8割工事を済ませ、支出をするということでやっております。もう1枚おめくりいただきまして、継続費ということで2か年の工事ということで内容を示してあります。2か年分を合わせまして、今年度予定していました工事費と同じ額となっております。今年度の8割を除いた部分、2割が翌年度に移るということになっております。

以上で説明いたします。

教育部長 補足をさせていただきます。今、説明の中で2年にまたがるという指導があったということなんですが、これは町側の都合ではなくて、補助先であります防衛省の予算の関係で2か年でやって欲しいということでの2か年事業になりました。

以上でございます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問ありますでしょうか。

森田委員長 26年が8割で27年が2割で、出来高は出るんですか。補助金は逆みたいですけど。

教育課長 ご説明いたします。防衛省と話をした中で工事に関しましては、町の形で8割、翌年が2割で構いませんが、国の方の国庫債務負担行為ということになりまして、その中で防衛省の方で今年度分は2割の補助、残りの部分に関しましては、翌年27年度で支出をしていただけるということで、話をいただいた中での調整となっております。

森田委員長 出来高は関係なく良いということですね。わかりました。ほかに質問もないようですので、終結いたします。報告事項3を承認いたします。つづきまして、日程第6、議案第17号、「平成26年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第17号、「平成26年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に

伴う有識者の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、倉田守人、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。氏名、下田育男、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。氏名、田中洋一、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。

任期は、平成26年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【平成25年度対象事業分】作成までです。職歴等につきましては、別紙のとおりです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

清水委員 昨年、私、瑞穂町の教育についてある程度、充分ご承知の方が有識者になっていただいた方が良いのではと申しましたけれども、早速、そのへんを検討していただきましてありがとうございます。

戸田委員 この3人の方がどういうふうな形で、評価をされているのか。例えば、事務局側である程度出した評価について、それを基にして3人の方がそれぞれ見解を述べるという形なのか、それとも事前に何段階かヒアリングとかがあって、こうした方が良いという流れでの委嘱になっているのか、どういう内容でされているのかを説明していただければと思います。

教育課長 ご説明いたします。こちらの方の点検評価に関しましては、1次点検評価としまして、教育委員会の部長以下の管理職で点検をいたしまして、1次の評価をいたします。この評価と内容につきまして、会議を設けまして、1回ないし2回程度の会議をもちまして、有識者の方に出席いただきまして、そこで私たちの方で説明をしながら、注意すべき点とかそういうものを指摘していただきながら話していきます。説明が終わった後で、有識者の方から総括の意見をいただきまして、それをまとめて報告書としていくこととなっています。

清水委員 昨年も申し上げたんですけれども、今まで連名で評価ということになっておりましたので、確か教育目標に基

づいてでしたよね、4項目かなんかで。他の市町村では全部それごとに見出しがついてといたしますか、それで評価がされておりますので、べたっとした評価ではなくて、ぜひ、そういう形にして欲しいということと、この3名の先生方がそれぞれに評価をしているというそういう形式をとるのが他市町村のやり方ですので、瑞穂もぜひそれにならっていただきたいなど。これは8月ですかね、この委員会にかけるのは。8月ぐらいだったと思いましたが、その時には、ぜひ、そうした形を出していただければありがたいと思います。

森田委員長 今、清水委員から要望という形でありましたけれどもいかがでしょうか。

教育部長 今までもそうですけれども委員の皆様からより良い瑞穂をつくるために提言をいただいて、それを少しでも取り入れてやらせていただいておりますので、今回も評価をいただくこの方々にそのような方向でできるようにやっていきたいと思っております。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りいたします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第7、議案第18号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第18号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町図書館協議会委員のうち、学校教育関係者として校長に委嘱していましたが、人事異動に伴い瑞穂町立小中学校の校長ではなくなったため、瑞穂町図書館協議会条例第2条により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、日野元信、第五小学校校長、住所・生年月日につきましては記載のとおりです。氏名、渡辺政彦、第二中学校校長、住所・生年月日につきましては記載のとおりです。なお、任期は瑞穂町図書館協議会条例第3条に

より、前任者の残任期間とし、平成26年6月1日から平成27年6月30日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 委員の中に学校の方が入られているのはとても良いことだと思うんですけど、この図書館協議会委員の毎年されていることとか取り組みとか、どういう内容で検討されているのか、年に何回ぐらい集まってとか、それぞれの個人がテーマを持って何かをされているとか、何かそういうどういうふうなものを1年間取り組まれているのか説明をお願いしたいです。

図書館長 ご説明いたします。この協議会委員の仕事の内容でございますが、今、第2次子ども読書活動推進計画の策定時期になっておりまして、これの策定にあたりまして、各種様々な意見をいただいております。また、この委員の方々、選出母体も一般公募の方もいらっしゃいますし、学識経験者もいらっしゃいます。様々な意見を地域から吸い上げていただきまして、それを計画に反映しているところでございます。また、図書館の施設のあり方とか、また、ここで始まりました図書館の祝日会館、これなどの意見集約などもやっていただきまして、私たちの心強いパートナーといいましょうか、行政と一緒に考えてくれている素晴らしいメンバーが揃っているところでございます。

以上でございます。

戸田委員 年に何回ぐらい会議とか取り組まれているんですか。

図書館長 会議は年4回でございますが、そのほかにですね、委員の方々が本を借りに来るときに、事務室に入ってきてくれまして、いろいろな話をしております。あと逐一、郵送による意見の交換とかもやっているところでございます。

以上でございます。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それではお諮りいたします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長　ご異議なしと認め、議案第18号を原案どおり可決されました。つづきまして、日程第8、議案第19号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂中学校校庭芝生化工事請負契約)、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長　議案第19号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂中学校校庭芝生化工事請負契約)の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長　ご説明いたします。1枚おめくりください。町立瑞穂中学校校庭芝生化工事請負契約になります。こちらの方は生徒の体力向上や怪我の減少、緑化によるヒートアイランド現象の抑制、生徒・保護者・地域の方々による芝生の維持管理を通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、瑞穂中学校の校庭芝生化工事を行うものです。また、中学校の校庭の全面芝生化のデモンストレーションといたしまして、東京都でこれだけ大きなものは初となりますので、東京都と連携して行ってまいります。

契約の内容ですが、1、契約の目的、町立瑞穂中学校校庭芝生化工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金1億5,881万4千円。4、契約の相手方、東京都中野区東中野3丁目20番10号イドムコ中野ビル4階、日本体育施設株式会社東京支店、支店長、岡村賢。なお、この契約会社につきましては、昨年第二小学校の業者と同じ業者になります。

1枚おめくりいただきたいと思います。裏面が入札経過となっております。つづきまして、添付資料1をご覧ください

ください。工事の概要となります。右上のところ工事概要となります。校庭芝生張芝工事といたしまして、西洋芝ティフトンを張り詰めます。こちら第二小学校と同じ西洋芝となります。次に雨水集水施設設置工事ですが、100 t の貯水槽及び浸透マンホール2基を新設いたします。次に井戸掘削工事では、深さ約7.6 mの井戸を掘り揚水ポンプを設置いたします。次に散水設備工事ですが、スプリンクラーを30台配置いたします。次に倉庫建築工事ですが、芝生の維持管理備品や消耗品置場として講堂の左側に39.55 m<sup>2</sup>の鉄骨造りの倉庫を新設いたします。次に舗装工事ですが、野球競技施設の内野部分及び芝生を取り囲むように緑色ダスト舗装を行います。なお、添付資料では芝生新設部分との区分を分かりやすくするため黄色に着色してございます。次に施設整備工事ですが、芝生化に伴いまして、各競技施設の配置を変更する必要があるため、テニスコート、野球競技施設の移設と防球ネットを新設いたします。次にトラックなどのラインを引くための目印となるラインポイントを新設いたします。砂場につきましては、既存の砂場を撤去し、町図書館側に新設をいたします。また、既設防災倉庫を駐輪場の脇に移設いたします。次に芝生維持管理初期養生ですが、工事が全て終了し、町側に引渡しがされるまでの間、芝張り後の芝刈、施肥、散水を行います。

次に添付資料2をご覧ください。芝生化する箇所の基盤につきましては、既存土に砂と土壌改良剤を攪拌しティフトン芝を敷き詰めます。緑色ダスト舗装の路盤の構成は図面記載のとおりでございます。倉庫につきましては、間口約7.7m、奥行き約5.1mの大きさで正面はシャッター開きにいたします。

つづきまして、添付資料3をご覧ください。左側の図面になりますが、色が付いているところになります。防球ネットですが、野球競技施設3塁側に高さ10mの防球ネットを新設、また、町道2号線、学校通り沿いにあります防球ネットを正門側に延長いたします。テニスコートの周囲には高さ3mのメッシュフェンスを新設いたします。なお、一部につきましては、擁壁の上にメッシュフェンスを設置し、コート面から高さ3mといたします。

次に添付資料4をご覧ください。散水設備の関係ですが、講堂屋上に降った雨を、集水管を通して貯水槽に溜めます。また、溜まった雨水が不足した場合に地下水が使用できるよう井戸を新設いたします。なお、雨水が貯水槽に溜まりすぎるのを防止するため、浸透マンホールによりオーバーフローした水进行处理いたします。そして30台のスプリンクラーで芝生全面に散水できるようにいたします。最後に芝生化した箇所には、ラインポイントを設置いたします。右上は直線100m、200mトラック、サッカーコートなどのイメージ図になります。

工期につきましては、競技スポーツで利用することを考慮し、芝生の成長期に合わせて春に張り芝をするため、平成27年3月13日までとなります。なお、落札比率は79.1%です。

以上、説明いたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員

2つあるんですが、1つは、芝生を張るところの1,033㎡のところなんですが、卒業式だとか入学式だとかで今まで車が入ってた場所なんですね、ここは。それで大丈夫、車が今度、入れなくなりますよね。それが配慮されていますか。それが1つ。もう1つは、資料の4の方で、今度、トラックの作り方なんですがね、今、使っているトラックと違う形になるわけですね。トラックの図なんですがね。第一小学校もそうなんですけれども、建物に斜めのトラックを作ると、整列だとかなんか異様に難しいんですね。基準がないと。だからそういう配慮もされているのかなという気がして、2つ質問しました。以上です。

教育課長

まず、1点目についてです。管理棟の前のところの1,033㎡の芝地になりますが、こちらに関しましては芝生を張りますので、基本的には車はご遠慮いただきたいという形になりますが、普通乗用車程度でありましたならば、雨でぬかるんでいないときであれば、入ることはできますので、こちらの方の年に何回かの駐車場としての利用は可能と考えてございます。また、2点目のトラックに関しましてですが、トラックに関しましては、瑞穂中学校の方と何回かの協議をした上で、こういう形で学校とも調整はつけてございますので、この形で大丈夫と

ということで最終の決定になっております。

滝澤委員 やってみて、また工夫してもらえれば。何かこう目印がないとまっすぐに並べないんですよ、子どもというのは。生徒もそうだと思います。

森田委員長 これはこういう形でしか200mのトラックが取れないのかな。

教育課長 瑞穂中学校に関しましては、今までもう少し長細いトラックでございました。ただ、やはりコーナーがきつくなるということで、今回の芝生の工事に合わせまして、コーナーの角度につきまして、普通の競技で使っている角度にして欲しいという中で調整をつけまして、200mのトラックを、今までのものよりも形を変えまして、より使いやすい形ということで設定をしてございますので、トラックとしては学校として使いやすいものになったと思っております。

森田委員長 駐車場のところ、これはもう車は入れられないような気がします。大丈夫といっても実際に車が入ってしまうと芝生の部分が固まっちゃうと思うんです。枯れちゃうかも。だから、実質、駐車場はもうないということなのかな。ここの部分の、今まで卒業式であれだけ来てたけれども、車で来ないようにしてくださいということなのかな。

教育課長 説明が不足しておりましたので、追加で説明させていただきたいと思います。今回、管理棟の前に芝生を張るということに伴いまして、いくつか行っております。管理棟の前にございました植栽、円形のサークルの植栽がございました。こちらに関しましては、今回、駐車スペースが少なくなるということもございまして、車が移動しやすいようにその円形の植栽を撤去いたしております。それから添付資料4をご覧くださいと思います。生徒棟の裏側になりますが、スペースがございまして、こちらにですね、新たに駐車場、7台程度止められるように駐車スペースを設ける予定になります。

以上でございます。

森田委員長 　少し台数は減ってくるということだよ。なるべく、もう芝生にしたら、車は入れないということだと思えますけど。緊急事態で消防車が入るとか、それ以外は、一般の車を入れたら芝生はちょっと。

滝澤委員 　芝生を張った学校はどこも入れてないよね。小学校はね。スプリンクラーが入っていると大体、だめって今まで言っていましたけど。

戸田委員 　ただ、今の駐車場の件ですけれども、二中なんかはそういう、グラウンドなんかも開放されてなくて、ということだったと思うんですけれども、だから瑞中は今まで使えたから、芝生を張ったからということで使えなくなるから、それに対する不満の声はあがるかもしれません。というか基本的にどこの学校もすごい数の駐車場を確保しているわけではないので、そこは皆さんに理解していただくしかないかな、というふうに感じたりします。

教育部長 　委員の皆さんから両サイドの意見をいただきありがとうございます。ただ、学校としては、教職員並びに保護者の方々に説明するわけですが、やはり学校だけではなくて、特にこの瑞中に関しましては、さくらまつりなどのイベントの時にですね、六道山に行くまでちょっとありますので、そこでの一時的な駐車場というような利用の仕方しておりますので、そういうイベントの時だけでもちょっとご利用可能というふうな形にしないと、いろいろな調整が難しいのかなと、そういうふうなイベントの時だけ雨さえ降らなければ、雨が降れば、さくらまつり自体も中止になると思いますが、そういうふうなところも想定しながら、できるだけ芝生に負担をかけないように、と言いましても町として事業を行う時は何らかの配慮をしていきたいと考えてございます。難しいところではありますが、なるべく配慮したいと思います。

戸田委員 　中央体育館がありますが、体育館の裏とか結構駐車場が広いと思いますが、こういうところは何かあった時、イベントなんかの時にそこを使うということは可能なのでしょうか。

教育部長 　中央体育館の裏側の部分につきましては、現実的には、今、そこには体育協会に入っていて、通常の施設利用というところで管理をお願いしているところでございます。そういうふうにイベントの時とかであれば、

先に押さえて、こちらの方をご利用くださいとか、そういうこともできるかと思います。ただ、実際問題、中央体育館を利用される団体の方々があると、そこはやはりそこまで入ってきますので、そのへんは、イベント事業であるか、または学校の事業であるとか、前もって話していただければ、教育委員会の中で話がある程度できますので、こういうところはこれから考慮していかなければいけないのかなと思います。

鳥海教育長　今の駐車場の件ですが、ここに芝生を張ることによって、当然、もうそこを駐車場というふうに見るのは無理なのかなと思います。それで学校の行事で、例えば、土曜日、日曜日に開催される学校行事であれば、町の職員駐車場、これもいろんな行事にですね、使用しております。町の行事だけでなくですね、近隣の幼稚園等の事業、そういうのでも貸して欲しいと申請があったならば、貸出をしております。ということなので、学校行事で平日は無理になりますけれども、土日で行うものについて、どうしても今までのことがあって、駐車場が不足するか、そういうことであれば、学校あるいはPTAとかでそういうところの方々を誘導員なり出してですね、職員の駐車場を利用することは可能ですので、最終的な使い勝手が遠くなってしまうとか、不便であるとか、そういうことはありえますけれども、駐車場がまるっきり確保できない、そういうことはないかなと思っております。また、貸し出す、学校側が町の行事等で貸し出しをする時も相当絞り込まなければいけない、あるいは、全面的にこの部分は無理です、という見解を出していかないといけないのかなと思っております。なぜかと申しますと、図面のですね、4枚目を見ていただきますと、ここの丁度一段上がったところの芝生部分には、貯水槽の新設ということで、100tの貯水槽を入れます。これにつきましては、現在は、中がコンクリートの壁の強度だけでもって出せるようなものではなくて、ハニカム構造といいまして、中が蜂の巣みたいな物になっていて、その隙間に水が溜まるというような物で、大分、強度的には増して、簡単なつくりの物で強度が上がるというような物を使っておりますが、それにしても、その上に直接圧力が加わる状態で車が乗り入れするというのはよろしくないわけで、それから浸透マンホールにつきましても、その部分の上に乗ることはあまりよろしくない。加重的にもそこ

まで計算されていないということになりますので、こういう施設が地下にも入っているということも含めて、駐車場としての使用は不可ということをおもっていきべきと考えます。

森田委員長 駐車場は増やせば増やすほど車が増えてしまう。いろいろと工夫してやっていただくということだと思いますので、基本的には芝生を張ったら、今、教育長がおっしゃったように車はご遠慮いただくということが良いだろうと思います。そのへん、管理まで時間がありますので対応をお願いしたいと思います。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第19号に対する討論を行います。  
（「討論なし」との発言）

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。  
（「異議なし」との発言）

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第9、議案第20号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（（仮称）新郷土資料館建設工事請負契約の変更契約）、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第20号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（（仮称）新郷土資料館建設工事請負契約の変更契約）の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 説明します。恐れ入りますが、1枚おめくりください。（仮称）新郷土資料館建設工事請負契約の変更契約についての議案を平成26年6月議会に提出します。内容ですが、工事期間中の労務単価等の変動に伴い、契約金額

の変更が必要となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。この工事は、平成25年6月14日に議決いただいた、(仮称)新郷土資料館建設工事請負契約です。

変更契約内容ですが、契約金額、金8億6,625万円を金8億7,491万3,607円に改めるものです。

以上、説明とさせていただきます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第20号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第10、議案第21号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館備品購入契約)、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第21号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町郷土資料館備品購入契約)の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 説明します。恐れ入りますが、1枚おめくりください。瑞穂町郷土資料館備品購入契約についての議案を平成

26年6月議会に提出します。契約内容ですが、1、契約の目的、瑞穂町郷土資料館備品購入契約。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金2,505万6千円。4、契約の相手方、東京都立川市曙町2丁目31番15号、日住金立川ビル3階、株式会社クマヒラ多摩営業所長、町田幸英です。裏面をご覧ください。資料として入札経過等を記載しています。

次ページをご覧ください。今回購入契約を行う収蔵庫等の棚や展示ケースの内訳です。併せて、机上配布しました参考資料もご覧ください。1階部分の収蔵庫、特別収蔵庫の棚類、企画展示室の展示ケースを購入します。棚類につきましては、設置場所の用途に合わせ、杉やスチール、メッシュパネル等の材料で構成されます。部屋の形状に合致した段数の棚になっています。また、展示ケースは、レイアウト変更に対応できるよう、可動できるケースとなっています。

参考資料の2枚目をご覧ください。2階のこの位置にも収蔵庫があり、この庫内にも1階収蔵庫同様の棚を設置します。当施設は博物館法に準じた施設でありますので、いずれも、地震や事故防止、ガラスの破損などの対策を講じた仕様、そして、他館からの借用展示等にも対応できる仕様となっています。

なお、備品購入が終了し、設置が完了した後に、現在の図書館3階にある郷土資料館収蔵庫や中央体育館1階の収蔵庫からの引越し作業に入ることになります。

以上、説明とさせていただきます。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 今回はこの収蔵庫と展示ケースだけですけれども、その他に備品購入というのが出てくるということですよね。これは特殊な物だから分けたということですか。

図書館長 お答えいたします。委員長がおっしゃいますように、まずこの資料館の展示に関わる部分の備品を出させていただきました。そして、この後に机等の事務備品とかそういう物が入ってくる予定でございます。

森田委員長　ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第21号に対する討論を行います。  
（「討論なし」との発言）

森田委員長　討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。  
（「異議なし」との発言）

森田委員長　異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第11、議案第22号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長　議案第22号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について「提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成26年度一般会計補正予算（第2号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長　申し訳ございませんが、1枚おめくりください。今回の補正予算の第2号につきまして、詳細をご説明いたします。東京都の理科実験観察支援事業に第一小学校と第五小学校の申請がありました。東京都に申請をしましたところ、理科教育設備整備等補助金の交付が決定したことによるものです。この補助金は東京都の理科教育推進事業の一環であり、小学校の理科教育の充実に向けて実験や観察の準備・片付けなどの補助を目的として支援員を配置するものであり、東京都の方から支出の1/3を補助金として交付されます。そこにお示ししてありますように、歳入の方で東京都の補助金9万3千円を計上しております。歳出は27万1千円になりますので、2/3は町の支出となります。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 もし良かったら、この理科実験支援員のもうちょっと具体的な内容というか、こういうふうなので、このお金を使ってこういう授業が増やしてあるとか、というのがわかれば説明をお願いします。

指導課長 この事業の支出なんですけれども、全て支援員の謝礼になります。1時間千円ということで、第一小学校、第五小学校それぞれ申請が上がっておりますので、その分の支出になります。

森田委員長 関連ですけれども、支援員というのはどのような方ですか。それと、今までの理科の担当というか理科の指導をしている先生がいますね、それに補助していくということだと思っておりますけれども、内容が変わらないんですか。

指導課長 これまでは理科支援事業というのは、東京都は平成24年度までとなっていました。24年度をもってその理科支援事業が終了になりました。昨年の途中で新しくこの理科観察実験支援事業というのが、7月ごろですか、東京都から通知がありまして、その後、各教育委員会の方にも申請に関する要綱が届いたんですけれども、昨年度の場合は、瑞穂町としましては、これは辞退しました。今年度、この3月に要綱が届きまして、各学校に申請の打診をしました。内容としましては、理科の授業はできません。あくまでも観察あるいは実験に関する準備・片付け、あるいは理科室や特別教室等の環境整備、こういったことになります。ですから基本は大学院生とか大学生の方が配置されるようになります。

森田委員長 今のところ予定員はいるのでしょうか。

指導課長 各学校の方で選出をしておりますので、こちらの方には届きます。

戸田委員 もう1点いいですか。一小と五小にという説明でしたが、これは学校によって入れて欲しいという希望があって、ということで理解してよろしいですか。

指導課長　　これはあくまでも学校からの希望によって行っています。基本は小学校だけです。中学校は教科担任制で理科の教員がいますので、小学校だけの事業になります。瑞穂町の場合は第二小学校と第四小学校はC S Tといいまして、コア・サイエンス・ティーチャーという、いわゆる理科教育の特別な研修を受けた教員が二小と四小にはおまして、二小・四小はほとんどこれを使うことはありません。ですから平成22年度から大体、第一小学校、第三小学校と第五小学校の方で、理科支援事業とか、あるいは理科観察実験支援事業の申請を行っています。今年度に関しましては、第一小学校と第五小学校から申請がありましたので、2校で実施します。

森田委員長　　ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第22号に対する討論を行います。  
（「討論なし」との発言）

森田委員長　　討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。  
（「異議なし」との発言）

森田委員長　　異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

閉会 午後4時29分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員